

# 福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 (概要)

公表日：令和6年12月26日

評価 機 関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和6年6月12日
	訪 問 調 査 日	令和6年9月3日
	評価結果の確定日	令和6年12月12日
	結果公表にかかる事業所の同意	(あり) ・ なし

## I 事業者情報

### (1) 事業者概況

事業所名称	母子生活支援施設 嶺南荘	種 別	母子生活支援施設		
事業所代表者名	施設長 田中 典子	開設年月日	昭和18年4月1日		
設置主体	社会福祉法人呉同済義会	定 員	10世帯	入所世帯数	6世帯(19人)
所 在 地	〒737-0072 呉市東畑2丁目2-18				
電話番号	0823-21-3197	FAX番号	0823-21-3308		
ホームページアドレス	<a href="https://kure-dousai.jp/sisetu/ryonansou/">https://kure-dousai.jp/sisetu/ryonansou/</a>				

### (2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	事業所の主な行事など
○第一種社会福祉事業:母子生活支援施設 ・日常生活支援 ・子育て支援 ・就労支援 ・権利擁護支援 ・呉市一時生活支援事業 ・緊急一時保護 ・母子家庭等支援事業 ・呉市子育てヘルパー派遣事業	創立記念行事/進級・進学祝い/地域交流親子運動会 総合消防訓練/ろごす腹話術/健康診断(年2回)/七夕まつり 夏休み計画会/盆法要/夕涼み星空映画会/デイキャンプ 清掃奉仕活動/ファミリーBBQ/お月見会/親子ふれあい行事 社会見学/クリスマス会/お正月行事/新年親睦会/節分 ひな祭り/地域交流卓球大会

居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○居室 10 室 ・浴室 ・トイレ ・台所 ・ベランダ	○学習室 1か所 ○集会室 1か所 ○保育室 1か所 ○静養室 1か所 ○事務室 1か所 ○トイレ 1か所 ○面接相談室 1か所 ○多目的室 1か所
○短期利用居室 1 室	

### 職員の配置

職 種	人 数 (うち常勤の人数)	職 種	人 数 (うち常勤の人数)
施設長	1人( 人)	心理療法士	0人( 人)
母子支援員	3人( 2人)	嘱託医	1人( 人)
少年指導員	2人( 2人)	看護師	0人( 人)
宿直専門員	0人( 人)	事務員	0人( 人)
調理員	1人( 人)		

## Ⅱ. 第三者評価結果

### ◎評価機関の総合意見

社会福祉法人呉同済義会は、大正10年に呉市で福祉事業を開始された歴史ある法人です。「困っておられる方のお世話をさせて戴く」を理念に「笑顔と挨拶、優しい言葉かけ」を行動目標に地域の福祉ニーズに対応されています。嶺南荘は、昭和18年に母子寮として設立され、その後の法改正により母子生活支援施設となり、現在ではDV被害や経済的に問題を抱えた母子世帯に対して、一人ひとりに寄り添う丁寧な支援を実施されています。

施設は呉市の幹道から少し高台にあがった住宅地の中にあり、1階は事務室と学習室等の共有スペース、2階は利用者の居室、3階は一時生活支援事業(ショートステイ)用を含む居室となっています。居室には、浴室、トイレ、キッチンその他、和室の2部屋が準備されています。生活に必要な洗濯機、テレビ、エアコンなどの家電製品や調理器具、寝具などが整備され、利用者が快適に生活できるような受け入れ態勢が整えられています。また、2世帯分の居室を1世帯が生活できるように改築するなど、広い生活環境を提供できるように工夫されています。事務所内には、緊急時の連絡先を掲示し、防犯カメラのモニターからは人の出入りが確認できるなど安全対策がとられていました。

隣接する同法人運営の保育所には、施設に入居する子どもも通っており、通園中の子どもの病気などにも迅速に対応し、園庭では嶺南荘の子どもたちが遊ぶなど、関係事業所が協力して利用者の生活を守っています。

### ◎特に評価の高い点

- (1) 「子供の健全な成長には母親が安全・安心な状態であることが不可欠で、そのための支援が必要」ということを基本とし、日常の支援にあたるよう、常に職員に呼びかけられています。少人数ながらも良好な人間関係を築き、連携を大切にされた温かい施設だということが伝わります。【管理運営編No.6/リーダーシップの発揮】
- (2) 職員が外部研修に参加した後は定例会議の際に伝達研修が行われていますが、伝達研修前に必ず研修資料が回覧され、かつ伝達研修では口頭説明に加え、必要に応じて追加資料を作成配布するなど、職員の質の向上に向けた効果的な取り組みが行われています。【管理運営編No.11/職員の質の向上に向けた体制】
- (3) 「地域交流運動会(5月)」や「地域交流夕涼み星空上映会(8月)」、「地域交流卓球大会(3月)」を、いずれも嶺南荘の主催で行われており、毎回100人を超える地域住民が参加されています。退所後の母子の多くが嶺南荘近くに転居されているのも、施設が日ごろから地域との関係性を大切にされ、地域と一体となって入所者支援に取り組まれていることの現れであり、組織としての継続的な取り組みは高く評価できます。【管理運営編No.16/地域との関係・サービス編No.33/施設機能の地域還元】

### ◎特に改善を求められる点

- (1) 整備されたマニュアルの内容の検証や状況変化に応じた見直し、そしてその経過等が記録されていませんでした。職員が納得感を持ち、より実効性のある援助を提供できるよう、今後は、内容の検証、見直しとその記録を残されることを提案します。【管理運営編No.26/標準的な実施方法の確立】
- (2) 退所後に向けた引継手順や引継文書の様式が定められていませんでした。社会的養護関係施設においては退所時の継続的な支援が重要であり、退所後も入所時と同様の支援が継続的に受けられるよう、必要な支援を関係先に確実に伝えるためにも様式を整備されることをお勧めします。また、アフターケアを十分に行い、退所後の母子に気軽に相談され、頼られる存在であるようですので、アフターケアを行う職員が共有しておくためにも、退所後の支援計画を立て、より効果的な支援につなげるよう期待します。【管理運営編No.32/養育・支援の継続性への配慮・サービス編No.34/支援の継続性とアフターケア】
- (3) 性教育について職員や子どもが学習することに加え、一緒に生活をする母親に対しても学習する機会の提供を提案します。すでに実施されている職員と子どもと一緒に銭湯に行く「入浴クラブ」の取り組みを生かしながら、性の多様性といった現代的な課題もふまえた性教育の実施計画を策定されることが期待されます。【サービス編No.13/性に対する正しい理解】

## Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

誰もが心身ともに健やかに生活できること、それが私たちの願いです。日々、様々な課題に直面し最善を考えながら支援していますが、それを豊かな社会形成に生かしていくためには、改善点にあったように、検証・記録は重要になってくることを改めて学ぶことができました。

経験値による支援ではなく、根拠に基づいた実施方法を確立・共有していくことが、職員の資質向上となり、結果的に1人1人に合った支援につながっていくことを再認識することができました。

多様性の時代、豊かな社会を目指して、地域社会において信頼される施設となれるよう努めてまいります。

## IV. 項目別の評価内容

## 1 管理運営編：母子生活支援施設嶺南荘

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）	(1)理念・基本方針 自己評価：N0.1-2	昭和18年に母子寮として設立後、長い歴史の中で「困っておられる方のお世話をさせて戴く」という変わらぬ理念を大切にされ、「貴方も良かった 私も良かった そして全ての皆様が良かったと感じる社会を目指す」という業務指針とともに、ホームページや広報誌にそのことを明記されています。また、法人内の研修で、歴史や経営、職員の心得等と一緒に理念等についても学び、施設内では、入所者利用要項に記載され、母子等にも周知されています。
	(2)計画の策定 自己評価：N0.3-4	管理・運営計画表を作成し、3年間分の計画を立て、評価および見直しをされています。事業計画を策定される際は、事前に利用者アンケートを実施し、利用者の要望を反映できるよう努められています。また、入所中の母親を集めて意見交換や交流をする「母の会」を通じて、意見の汲み取りや周知を図られています。 ◎中長期計画は、理念や基本方針を具現化するものとして、ハード面だけでなく、ソフト面でも方向性を明示し共有されることを期待します。
	(3)施設長の責任とリーダーシップ 自己評価：N0.5-6	施設長は会議や研修に積極的に参加し、視野を広げる努力をされています。また、施設長による面談を定期的実施し、職員それぞれの思いを汲み取ったり、他施設の良い点を取り入れたりしながら、働きやすい環境で仕事ができるよう、業務の効率化、業務改善に向けて、積極的に取り組まれています。さらに、職員同士の協力、連携を大切に、定年退職した職員を夜勤担当として採用されています。特に施設長には「子供の健全な成長には母親が安全・安心な状態であることが不可欠であり、そのための支援が必要」という強い信念があり、そのことを基本として日常の支援にあたるよう、常に職員に呼びかけられています。また、少人数ながらも良好な人間関係を築き、連携を大切にされた温かい施設だということが伝わります。
2 法人・施設の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：N0.7-8	施設長は種別会議へ参加し、社会情勢や福祉動向、母子生活支援施設共通の取り組み課題を把握するよう努められています。地域の状況は呉市子ども家庭相談課を中心に、各種データを常に気にかけて、情報収集に努めています。また、「呉市母子寡婦福祉連合会」との連携や、関係機関との情報共有により、事業経営をとりまく環境を把握する他、定期的コストや利用率の分析等を行い、経営状況の把握、課題について取り組まれています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：N0.9-12	施設長は母子への支援を充実させるため、職員一人ひとりの思いを汲み取り、目標や達成状況の把握に努めておられ、職員は定年退職を除き、自己都合退職者はいないという状況が続いています。年に10日以上有給取得の実績があり、有給が取りやすい環境が整備されています。また、突発的な場合を除いて、時間外労働はほとんどなく、時間内に仕事が終わられるよう、職員全員が心がけられています。年度ごとの研修計画を立て、職員が研修に参加できる仕組みが整えられています。特に研修参加後は、定例会議の際に伝達研修が行われていますが、伝達研修前に必ず研修資料が回覧され、かつ伝達研修では口頭説明に加え、必要に応じて追加資料を作成配布するなど、職員の質の向上に向けた効果的な取り組みが行われています。また、法人として、介護福祉士取得のための受講料などの支援もあります。 ◎実習生受け入れマニュアルを整備し、学校側のプログラムに沿いながら実習をされていますが、個人情報保護に関する項目を追記するなど、より堅固なマニュアルとされてはいかがでしょうか。
	(3)安全管理 自己評価：N0.13	現在は県外や呉市以外からの入居者のみとなっています。母子の安全確保のため、緊急時対応マニュアルや防災対応、個人情報保護、感染症等、各種マニュアルを整備されています。また、緊急時に対応するため、職員連絡網をはじめ、ヒヤリハットを記録する様式も整えられています。 ◎避難訓練等は行事計画に記載されていますが、令和6年度から安全計画の策定が義務付けられたことから、作成されることを提案します。

2 法人・施設の運営管理	(4)設備環境 自己評価:N0.14-15	二棟のうち一棟が老朽化のため、取り壊され、それに伴って集会室がなくなり、以前のように卓球や行事をするスペースがなくなった。現在は楽しみにしている子どもたちのために、近隣の集会所を借りて卓球や行事を実施しているとのことです。居室は各世帯で清掃し、共有部分は職員が担当を決めて清掃をされています。 ◎清掃のものを防ぐため、チェック表を作成されることを提案します。
	(5)地域との交流と連携 自己評価:N0.16	今年で44回目を迎える「地域交流運動会(5月)」や「地域交流夕涼み星空上映会(8月)」、「地域交流卓球大会(3月)」をいずれも嶺南荘の主催で行われており、毎回100人を超える地域住民が参加されています。退所後の母子の多くが嶺南荘近くに転居されているのも、施設が日ごろから地域との関係性と大切にされ、地域と一体となって入所者支援に取り組まれていることの現れであり、組織としての継続的な取り組みは高く評価できます。さらに、地域のニーズに基づき、制度の谷間で困っている人を支援するため、施設独自の取り組みとして、「嶺南荘母子家庭等支援事業」と「福祉なんでも相談室」を実施しています。 ◎ボランティアや実習生を積極的に受け入れられているので、予め本人の同意を得たうえで、その様子をホームページに掲載するなど、広く取り組みを広報してはいかがでしょうか。
	(6)事業の経営・運営 自己評価:N0.17-18	研修や会議等に積極的に参加し、施設運営や制度に関する検討を重ねられています。近年の母子家庭の増加を受け、困った時にすぐに頼ってもらえる嶺南荘となるため、現在は、呉市から「子育てヘルパー」(職員が困っている母子世帯を訪問し、買い物支援等を行う)や、小学生の登校支援事業を受託されています。このほかにも、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図ることを目的に国が制度化した「妊産婦等生活援助事業」の受託を呉市へ提案されるなど地域のニーズに応えようとする積極的な姿勢が伺えます。また、法人全体の財務諸表は、法人広報誌やホームページ等で公開されています。
3 適切な養育・支援の実施	(1)子ども(・母親)本位の養育・支援 自己評価:N0.19-24	母親と子どもを尊重した支援については、事業計画に記載し、全職員に周知するとともに、定期的な職員研修や人権啓発DVDの視聴により、全職員で理解を深められています。母子のプライバシー保護については、個人情報保護規程やプライバシー保護に関する規程が整備され、入所時には利用者に説明し、署名をもらわれています。また、母子の満足度向上のため、定期的に面談を実施するとともに、アンケート調査を行い、結果を回覧し、会議で分析、検討されています。苦情については、意見箱を設置するとともに、苦情処理要綱、クレーム対応マニュアルを整えられています。受けた要望は軽微なものでも記録に残し、丁寧に対応されています。 ◎個人情報保護規定は作成当時のままとなっています。法改正等もあるので、定期的にアップデートをされることを提案します。 ◎意見箱は現在、事務室内に設置されていますが、意見を出しやすいよう、廊下への設置を検討されてはいかがでしょうか。
	(2)養育・支援内容の質の確保 自己評価:N0.25-28	母親と子どもの養育、支援の実施状況は、各世帯年に2回の面談とケース会議を実施し、自立支援計画書を作成されています。ケース記録の様式を定めており、ケース会議の手順書も整えられています。母親や子どもからの情報開示については、個人情報の使用に係る同意書に情報開示対応に関する記載をしており、対応方法は職員に周知されています。 ◎母子の生活状態や健康状況などに応じた援助を一定の水準で行うためのマニュアル(健康管理、災害対応、虐待防止等)は定められていましたが、内容の検証や状況変化に応じた見直し、そしてその経過等が記録されていませんでした。職員が納得感を持ち、より実効性のある援助を提供できるよう、今後は、内容の検証、見直しとその記録を残されることを提案します。
	(3)養育・支援の開始・継続 自己評価:N0.29-32	入所後の必要な手続き、生活については、「入所者の施設利用要項」を用い、子ども用にはイラスト入りの資料で説明をされています。施設退所時には、退所後に必要な手続き等を文書にして説明しています。近場に定着される世帯が多いので、退所後も学校等の関係機関と連携し、アフターケアが行われています。 ◎退所後に向けた引継手順や引継文書の様式が定められていませんでした。社会的養護関係施設においては退所時の継続的な支援が重要であり、退所後も入所時と同様の支援が継続的に受けられるよう、必要な支援を関係先に確実に伝えるためにも様式を整備されることをお勧めします。

## IV. 項目別の評価内容

## 2 サービス編：母子生活支援施設嶺南荘

1 施設の 環境 整備	(1)快適な空間 自己評価：NO. 1-2	施設に隣接して同法人の保育所があり、子育てしやすい環境にあります。小規模な空間のため、遊具はないものの快適に過ごせるよう、配慮がされています。各居室にはエアコン、給湯器を完備し、24時間対応の内線電話を設置され、緊急時にも迅速な対応ができるように整備されています。
	(2)安心な生活 自己評価：NO. 3-4	土砂災害警戒区域のため、防災対応マニュアルを作成し、毎月、避難訓練を実施され、避難経路の確認を行っています。また、倉庫に水や食料など全世帯3日分程度の備蓄品を確保し、各家庭にも非常時に備えた備品一覧表を配付し、準備を促されています。その他、不審者の侵入等におけるマニュアルを整備され、定期的に呉市内で連携会に参加するほか、警察とも連携を図り、緊急時の協力体制を整えられています。
2 日常生活 の中での 支援	(1)計画に基づいた自立支援 自己評価：NO. 5-7	自立支援計画の策定については、統一した様式を作成し、母親や子どもと面談をして希望を把握し、利用者の思いを反映させながら計画を立てられています。また、必要に応じて、専門職や関係機関等と連携をとり、意見を取り入れながら母子の状況に応じた計画となるよう努められています。策定した自立支援計画は定期的に職員会議等で協議し、見直しを行い、担当者が変わった場合でも、継続して同様の支援が行えるよう、引き継ぎ書も用意されています。
	(2)生活習慣の獲得 自己評価：NO. 8-9	年に2回、健康診断を実施し、発育や健康状態の把握をし、必要に応じて医療機関と連携して支援に当たられています。身だしなみや生活習慣が身につくよう、発達に応じた支援を心がけられています。施設独自の取り組みとして、職員が入浴クラブや釣りクラブを開催しています。入浴クラブでは、銭湯に行き、子どもに洗髪や身体の洗い方の指導や、また、釣りクラブでは、近くの海で魚釣りを教えるなどの支援をされています。その他、母親の同意のもと、定期的に居室を訪問し、一緒に清掃するなど、生活習慣が身につくよう、支援されています。
	(3)社会性の獲得 自己評価：NO. 10-13	行事等で交流の場を設けることで、円滑な人間関係を育める環境づくりに努められています。職員は母子との日常的な関わりを大切に、信頼関係を積み重ね、意見が言いやすい関係を築かれています。子どもが登校を渋る時など、母親が対応に困った際には職員が対応する等、家庭内支援にも行っています。また、平成29年度から西部こども家庭センターで性教育プログラムを受け、振り返りを行っている児童もいるとのこと。 ◎性教育について職員や子どもが学習することに加え、一緒に生活をする母親に対しても学習する機会の提供を提案します。すでに実施されている職員と子どもと一緒に銭湯に行く「入浴クラブ」の取り組みを生かしながら、性の多様性といった現代的な課題もふまえた性教育の実施計画を策定されることが期待されます。
	(4)学習・進学・就職 自己評価：NO. 14-15	空き部屋に学習室を設け、落ち着いて学習できる環境を整え、学習が習慣化するよう、職員や学生ボランティアにより、個別対応による学習支援をされています。また、早い時期から将来の進路について、自己決定できるように、進路に関する資料等を提供したり、面接を行うなど進路の把握に努められています。さらに、自法人の配置した、スクールソーシャルワーカーと学校との連携会も実施されています。
	(5)母親に対する支援 自己評価：NO. 16-19	母親の相談には24時間対応し、法律等の専門知識を必要とする内容は、自法人の顧問弁護士に相談、教育相談等は自法人が配置したスクールソーシャルワーカーに支援を受けられています。母親の社会的自立に向け、求人情報の提供やハローワークへの同行支援をされています。施設では資格取得を応援されており、自法人内の高齢者施設に介護職として、就職した母親もいるとのこと。また、補完・病児保育を実施し、母親が働きやすい環境づくりに努められています。
	(6)その他の支援 自己評価：NO. 20	母親や子どもに心理的ケアが必要な場合は、自立支援計画に基づき、自法人内の常勤心理士の派遣を要請し、相談機関と連携しながら、対応されており、施設には、そのためのマニュアルを整備されています。

3 安心な生活	(1)虐待の防止 自己評価：NO. 21-24	虐待防止のため、ポスター掲示や虐待の通報先を周知し、通報方法も整備されています。職員が虐待を行わないということを明文化し、母親と子どもに周知され、日常的に些細なことでも関わりを持つということを大切にされています。職員は虐待に関する研修に毎月参加し、支援方法や関わり方について統一した支援が行えるよう、努められています。子どもの権利を守るため、各相談機関と連携を図り、その支援内容を毎月の職員会議で報告し、情報を共有されています。
	(2)問題行動への対応 自己評価：NO. 25-26	子どもの問題行動に関する因果関係の分析につながるよう、日々の様子や行動は記録し、職員間で共有されています。近年、施設内での暴力やいじめ、差別等のトラブルは発生しないとのことですが、母親へのヒアリングなどを通して継続的に見守りを行われています。また、子ども同士の関係性も把握し、必要に応じて対応されています。
	(3)衛生管理 自己評価：NO. 27	食中毒や感染症に対する対応マニュアルが整備され、定期的に見直しをされています。万が一、食中毒や感染症が発生した場合は適切に対応できるよう、手順等を職員で共有されています。また、日常生活において、入所者に予防を呼びかけられています。
	(4)子どもと保護者の関係等の継続・回避等 自己評価：NO. 28-31	夫等との関係調整のための支援として、法的な相談や離婚調停の際には家庭裁判所等に同行支援を行っているとのこと。強制引き取り等の対応として、さまざまなトラブルを想定し、避難の必要性や母子の安全確保について、警察と連携体制を整えておられます。施設の周りで不審者を発見した時には、「母子生活支援施設連絡会」に報告し、全施設で情報共有する体制を整えられています。夫などの暴力により保護を必要とする母子には、施設内に緊急一時保護室を設置し、いつでも受け入れができるよう体制を整えられています。また、独自事業として、単身女性のための一時生活支援事業の部屋も用意されています。
4 地域とのつながり・専門性の向上	(1)専門性の向上 自己評価：NO. 32	職員の専門性の向上を目的として、施設長がスーパーバイザーを務めるほか、基幹的職員2人を配置し、関係機関と連携を取りながら、職員の相談に応じたり、アドバイスをするなど、日常的に支援技術向上に努められています。
	(2)地域とのつながり 自己評価：NO. 33	今年で44回目を迎える「地域交流運動会(5月)」や「地域交流夕涼み星空上映会(8月)」、「地域交流卓球大会(3月)」を、いずれも嶺南荘の主催で行われており、毎回100人を超える地域住民が参加されています。退所後の母子の多くが嶺南荘近くに転居されているのも、施設が日ごろから地域との関係性と大切にされ、地域と一体となって入所者支援に取り組まれていることの現れであり、組織としての継続的な取り組みは高く評価できます。
5 本位の支援 母親と子ども	(1)支援の継続性とアフターケア 自己評価：NO. 34	退所時には必要な手続きを手伝い、母子には退所後もいつでも気軽に相談できることを伝えられています。施設の近くに定着する世帯も多く、退所後も支援が必要な母子には、自主事業を通して、継続的に支援をされています。 ◎アフターケアを十分に行い、退所後の母子に気軽に相談され、頼られる存在であるようですので、退所後の支援計画を立て、より効果的な支援につなげるよう期待します。

## 自己評価・第三者評価の結果（管理運営編：母子生活支援施設嶺南荘）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

## 1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）

## (1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人・施設としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・母親と子ども等に周知されていますか。	A	A	

## (2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	A	A	

## (3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	施設長の役割と責任の明確化	施設長は自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	施設長は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

## 2 法人・施設の運営管理

## (1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	施設経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

## (2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

## (3)安全管理

13	母親と子どもの安全確保	母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	A	A	
----	-------------	-----------------------------------	---	---	--

## (4)設備環境

14	設備環境	施設は、母親と子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	C	B	
15	環境衛生	施設は、清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

**(5)地域との交流と連携**

16	地域との関係	母親と子どもと地域との関わりを大切に、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	---	---	---	--

**(6)事業の経営・運営**

17	制度に関する意見・意向の伝達	市区町や県に、制度に関する意見や意向を事業所として伝えてありますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	母親と子ども等に財務諸表を公開していますか。	B	B	

**3 適切な養育・支援の実施****(1)母親と子ども本位の養育・支援**

19	母親と子どもを尊重する姿勢①	一人ひとりの母親と子どもを尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	母親と子どもを尊重する姿勢②	母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	母親と子どもの満足の向上	母親と子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	母親と子どもからの意見等に対して迅速に対応していますか。	A	A	

**(2)養育・支援内容の質の確保**

25	質の向上に向けた施設の取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	B	B	
26	標準的な実施方法の確立	母親と子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つため、マニュアルを定め、活用していますか。	A	B	○
27	養育・支援の実施状況の記録	母親と子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	養育・支援の提供記録等の開示を適切に行っていますか。	A	A	

**(3)養育・支援の開始・継続**

29	養育・支援の提供開始①	母親と子どもやに対して、養育・支援の選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	養育・支援の提供開始②	入所後に提供する養育・支援について、母親と子どもやに分かりやすく説明していますか。	A	A	
31	施設の退所・施設を退所した後の対応	施設の退所事由を定めていますか。	A	A	
32	養育・支援の継続性への配慮	施設の措置変更や家庭への復帰などにあたり、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	B	○

# 自己評価・第三者評価の結果（サービス編：母子生活支援施設嶺南荘）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

## 1. 施設的环境整備

### (1) 快適な空間

1	快適性への配慮①	施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。	A	A	
2	快適性への配慮②	居室は、母親と子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。	A	A	

### (2) 安心な生活

3	防災対策	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	A	A	
4	不審者対策	不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。	A	A	

## 2. 日常生活の中での支援

### (1) 計画に基づいた自立支援

5	自立支援計画の策定	自立支援計画の策定は適切に行われていますか。	A	A	
6	自立支援計画の評価・見直し	自立支援計画の評価・見直しは適切に行われていますか。	A	A	
7	本人の自己決定・家族等の参加	自立支援計画は、母親と子ども・家族・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	A	A	

### (2) 生活習慣の獲得

8	健康管理	母親と子どもの発達段階に応じて、健康管理ができるよう支援していますか。	A	A	
9	整理整頓・生活技術	母親と子どもの発達段階や状況に応じて、整理整頓、生活技術を習得できるよう支援していますか。	A	A	

### (3) 社会性の獲得

10	自他の権利の尊重	母親と子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう支援していますか。	A	A	
11	自主性・自律性の発揮	施設での生活の中で、母親と子どもが自主性・自律性を発揮できるよう支援していますか。	A	A	
12	社会的ルールの獲得	母親と子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけていますか。	A	A	
13	性に対する正しい理解	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設けていますか。	B	B	○

### (4) 学習・進学・就職

14	学習への支援	学習環境の整備を行い、子どもの学力に応じた学習支援を行っていますか。	A	A	
15	進学・就職への支援	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」にかなった進路の決定ができるよう支援していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
<b>(5)母親に対する支援</b>					
16	相談援助の体制	母親の社会的自立をめざした相談体制がありますか。	A	A	
17	子育てに対する支援	母親の子育てに対する不安を受け止め、必要な助言、支援を行っていますか。	A	A	
18	就労に向けた支援	母親の職業能力の開発や就労支援を行っていますか。	A	A	
19	補完的な保育支援の提供	母親や子どものニーズに応じた保育支援を行っていますか。	A	A	
<b>(6)その他の支援</b>					
20	メンタルヘルス	心理的ケアが必要な母親と子どもに対して、心理的な支援を行っていますか。	A	A	
<b>3. 安心な生活</b>					
<b>(1)虐待の防止</b>					
21	虐待の防止	母親と子どもに対する暴力、虐待防止と早期発見に取り組んでいますか。	A	A	
22	虐待の禁止	母親と子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。	A	A	
23	子どもの虐待状況への対応①	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわかり、虐待体験からの回復を支援していますか。	A	A	
24	子どもの虐待状況への対応②	子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っていますか。	A	A	
<b>(2)問題行動への対応</b>					
25	問題を持つ子どもへの対応	子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。	A	A	
26	児童間暴力の防止	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措置を講じていますか。	A	A	
<b>(3)衛生管理</b>					
27	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
<b>(4)子どもと保護者の関係等の継続・回避等</b>					
28	夫等との関係調整	夫等との関係調整のための支援を適切に行っていますか。	A	A	
29	強引な引き取りへの対応	保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保できる体制がありますか。	A	A	
30	夫等からの暴力回避	夫等の暴力により保護を必要とする母親と子どもの安全確保を適切に行っていますか。	A	A	
31	緊急利用への対応	夫等の暴力により保護を必要とする母親と子どもの緊急利用に適切に対応していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

#### 4. 専門性の向上・地域とのつながり

##### (1) 専門性の向上

32	スーパービジョン体制	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいますか。	A	A	
----	------------	--	---	---	--

##### (2) 地域とのつながり

33	施設機能の地域還元	施設の持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。	A	A	
----	-----------	------------------------------	---	---	--

#### 5. 母親と子ども本位の支援

##### (1) 支援の継続性とアフターケア

34	支援の継続性とアフターケア	母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っていますか。	A	B	○
----	---------------	--	---	---	---